

子どもたちの健やかな成長をサポート 児童手当



児童手当とは

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う子どもの健やかな成長のために、児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774

いる場合は、特例給付として一律月額5千円を給付します。

支給予定日

- ・ 2～5月分：6月6日
- ・ 6～9月分：10月5日
- ・ 10～翌29年1月分：平成29年2月6日

支給方法

受給者名義の口座に振り込みます。

新規認定の手続き

- ・ 中学生：一律1万円
- ・ 一人あたりの月額です。
- ・ ※児童の数え方は、高校卒業（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童のうち、年長者から数えます。

所得制限限度額

所得制限限度額は右下の表のとおりです。

※所得は受給者本人の分のみで、世帯の合算した所得ではありません。

※所得制限限度額を超えて

- ① 印鑑
- ② 父母及び18歳までの子どもの健康保険証の写し
- ③ 振り込みを希望する金融機関の通帳の写し
- ④ マイナンバーの確認に必要なもの

申請に必要なもの

- ・ 請求者と配偶者の通知カードまたは個人番号カード
- ・ 身元確認書類

※世帯の状況に応じて、その他の書類が必要になる場合があります。

※必要書類が揃わない場合でも、出生・転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当が受けられない期間が生じる場合があります。

現況届の提出を忘れずに

現況届は、児童手当を受給している方について、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するものです。

提出がない場合、6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

申請・問い合わせ先

市子ども課
☎ 23・6529

ご存知ですか 児童扶養手当

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために、児童扶養手当を支給します。

- ① 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ② 婚姻によらないで生まれた児童
- ③ 遺棄などで父母がいないかいないか分からない児童
- ④ 18歳に達する日以降の最初の3月31日（18歳年度末）までの間にいる者。
- ⑤ 父または母が重度の障がいがある児童
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 遺棄などで父母がいないかいないか分からない児童
- ⑨ 18歳に達する日以降の最初の3月31日（18歳年度末）までの間にいる者。

支給予定日

- ・ 4～7月分：8月12日
- ・ 8～11月分：12月12日
- ・ 12～翌29年3月分：平成29年4月11日

支給方法

受給者名義の口座に振り込みます。

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,330円	42,320～9,990円
児童2人	上記に5,000円加算	
児童3人以上	上記に3,000円加算	

※手当は平成28年4月からの金額です。
※「物価スライド制」の適用により、今後改定する場合があります。
※受給者の所得に応じて全部支給、一部支給、全部停止(0円)となります。

合は20歳未満まで
手当額

手当額(月額)は左の表のとおりです。

新規認定の手続き

児童扶養手当を受けるには申請が必要です。申請に必要なもの

- ① 戸籍謄本（申請者と児童の分）
- ② 1月1日時点に住民票があった市町村が発行する所得課税証明書
- ③ 家族全員のマイナンバー
- ④ 家族全員の健康保険証
- ⑤ 申請者本人の預金通帳
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 年金手帳
- ⑧ アパートの契約書など住宅の状況が分かるもの

※その他必要な書類がある場合があります。

申請・問い合わせ先

市子ども課
☎ 23・6529

お困りではありませんか？ 暮らしの豆知識 ⑨

◆新聞勧誘に関するトラブル

事例① 契約期間中に高齢者が体調を崩したり、介護のための施設に入るなど、購読が続けられなくなるような場合があるのに、数年先までの長期契約を勧められた。



事例② 契約後に販売店で解約を希望すると、景品の代金を一括で支払うか、代わりに商品を買うように言われた。

【被害に遭わないために】

事例① 契約期間が長期の場合、購読が困難となることがあります。期間を定めた契約は、クーリング・オフ期間が過ぎると簡単に解約できませんので長期の契約は避けましょう。

事例② 新聞の契約時、販売店が消費者に提供できる景品類の額は一定以下に定められています。高額な景品につられた契約はやめましょう。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号
(保健福祉センター2階)
☎ 23-4133
平日10時～16時